



今月のニュース

【介護保険料の改定】
3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、平成27～29年度の65歳以上の介護保険料を左表の通り改定しました。

介護保険料は、介護保険法により定められている制度であり、40歳以上のかたが納める保険料と、国や地方公共団体の負担金、利用

者負担を財源に運営されています。介護サービスを利用していない場合も、保険料を納めていただきます。

【納付方法】
納付方法は原則として特別徴収となりますが、65歳になった年度は普通徴収となります。

※保険料の納付方法は法律で定められていますので、個人で選択す

ることとはできません。

■特別徴収（年金天引き）
年金が月額18万円以上のかたは、年金天引きとなります。なお、天引きの介護保険料の金額は、通帳には記載されません。

□普通徴収（納付書で納付または口座振替）
年金が月額18万円未満のかた、高齢福祉年金および恩給のみ受給

されているかたなどは、市や金融機関の窓口で、納付書で納付していただきます。また、口座振替も利用できます。

※介護保険料を滞納しているかたは、その未納期間に応じて自己負担の割合が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

介護保険料を改定しました

●問い合わせ 大里広域市町村圏組合(☎501-1330) 長寿福祉課(☎574-8544)

平成27～29年度の介護保険料

所得段階	対象となるかた	年額保険料(算定式)	【参考】平成24～26年度の年額保険料(算定式)
1	・世帯全員が市民税非課税で ①老齢福祉年金受給者 ②前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた ・生活保護受給者	28,100円 (基準額×0.45)	30,600円 (基準額×0.5)
2	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のかた	43,700円 (基準額×0.7)	42,800円 (基準額×0.7)
3	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた	46,800円 (基準額×0.75)	45,900円 (基準額×0.75)
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた	56,200円 (基準額×0.9)	55,000円 (基準額×0.9)
5	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えるかた	62,400円 (基準額)	61,200円 (基準額)
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	74,900円 (基準額×1.2)	76,500円 (基準額×1.25)
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満のかた	81,100円 (基準額×1.3)	
8	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満のかた	93,600円 (基準額×1.5)	91,800円 (基準額×1.5)
9	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上600万円未満のかた	109,200円 (基準額×1.75)	107,100円 (基準額×1.75)
10	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上のかた	118,600円 (基準額×1.9)	116,200円 (基準額×1.9)

※年額保険料は、基準額（年額）に基準額に対する比率をかけて算定後、100円未満の端数を四捨五入した金額です。

社会保障・税番号制度(マイナンバー)が始まります

●問い合わせ 情報システム課(☎574-8563) 市民課(☎574-6633)

マイナンバーとは？

住民票を有する全てのかた一人ひとりが持つことになる12桁の番号です。

社会保障、税、災害対策で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために利用します。

マイナンバーの使用目的

平成28年1月以降、雇用保険・医療保険の手続きや生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどに、マイナンバーの提示や記載が必要になります。

マイナンバーの通知

10月から、住民票に登録されている住所に、マイナンバーが記載された「通知カード」を送付します。

マイナンバーは中長期在留者や特別永住者などの外国人にも通知されます。

個人情報の保護

法律に規定があるものを除

き、マイナンバーを含む個人情報収集したり、保管したりすることはできません。また「特定個人情報保護委員会」という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。

併せて、システムにアクセスできる人を制限する、通信する場合は暗号化を行うなど、さまざまな面から個人情報を保護するための措置を講じます。

※マイナンバーに関する最新情報などは、内閣官房ホームページ(☎)「マイナンバー社会保険・税番号制度」で検索をご覧ください。

マイナンバー制度の疑問はコールセンターへ

☎0570-20-0178

受付時間(平日のみ)
午前9時30分～午後5時30分



国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5012) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-5496) 川本市市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

国民年金の保険料免除制度

国民年金には、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料が免除される「保険料免除制度」があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほか、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付(一部免除)」があります(4分の1納付、2分の1納付、4分の3納付の3種類)。

このほかに、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合、30歳未満のかたについては本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

免除や猶予を受けず、保険料を納めないままにしておくと、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、納めることが困難な場合は、申請手続きを行ってください。

免除申請月および対象期間

申請月	対象期間
平成27年7月～	平成27年7月～28年6月 (平成26年所得で審査)

※なお、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除などを申請することが可能です。(申請年度に対応する前年所得に基づき審査)